

平成28年度第7回生駒市法令遵守委員会会議録(要旨)

日 時：平成29年2月20日（月）午前10時～午前11時40分

場 所：生駒市役所 4階 大会議室

出席者：【委員】 秋田委員長、丹羽委員、九鬼委員

【事務局】 今井総務部長、西川総務課長、山本総務課課長補佐、片山総務課係員

会議内容：

- 1 平成28年度第6回会議録について確認
意見なし

- 2 法令遵守推進制度の運用状況（平成28年12月分）
 - (1) 事務局から平成28年12月分について資料に基づき報告
 - (2) 意見等
 - ・記録様式にびっしりと書かれているので、記録することが職員の負担になってしまうのではないか。

- 3 本年度調査及び報告書について
 - ① 職員アンケート調査結果について
事務局から職員アンケート調査結果について資料に基づき報告
 - ② 報告書の構成及びスケジュールについて
 - ・市長への意見書及び面談とそれを踏まえた市の対応を報告書に記載する。
 - ・次回会議は平成29年4月10日（月）に開催し、報告書の素案を提示する。

- 4 その他
市長への意見書提出及び面談を実施
 - ・市長及び副市長と面談し、別紙の意見書を提出した。
 - ・市長には現状を理解していただいた。そのうえで、本制度は大変重要な制度であり、公職者からの要望の全件記録も必要であることもふまえていく旨の回答をいただいた。
 - ・意見書については、ホームページの法令遵守委員会のページに掲載する。

〔配付資料〕

〔資料1〕平成28年度第6回法令遵守推進委員会会議録(案)

〔資料2〕法令遵守推進制度の運用状況表及び要望等記録一覧表(平成28年12月分)

〔資料3〕要望等記録票兼報告書(平成28年12月分)

〔資料4〕職員アンケート調査結果(速報版 20170220)

〔新聞記事〕

平成29年2月20日

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市法令遵守委員会
委員長 秋田仁志
委員 丹羽徹
委員 九鬼康夫

生駒市法令遵守推進条例における「職務に関する要望等記録制度」
の運用停止状況についての意見書

生駒市法令遵守推進条例（コンプライアンス条例）が平成19年6月に制定されてから（施行は同年11月）今年で10年を迎えます。

この間、同条例は所期の運用が確保され、公正な職務執行の推進、不当要求からの職員保護等に一定の効果をあげてきたものと考えております。

しかし、平成28年度より、条例に基づく職務に関する要望等の記録（同条例第6条）の件数が平成26年度、平成27年度に比して5分の1以下に激減し（1か月あたり報告平均数－平成26年度13件、平成27年度8件、平成28年11月まで1件）、かつ運用状況変化は、特定の部に生じているのではなく、全市的に激減しているもので、同記録制度が運用停止の状況に陥っているのではないかとの懸念を強く持っております。

この状況変化の原因、対応を検討するため「法令遵守推進制度に係る職員アンケート」を実施し、396人の職員の方々から回答を頂いて（有効回答率44.8%）、条例内容、要望等記録制度を知っておられる職員が大多数であることは確認されていますが（条例内容を知っているとの回答65%－Q6、要望等記録制度について知っているとの回答80%－Q9）、運用停止の原因については確認されませんでした。

なお、一部部局ヒアリングでも正式な運用変更手続はなされていない、運用停止の原因についても不明との報告がなされています。

他方、職員アンケートでは、「報告する必要性がわからない。」「要望者の役職（立場）により作成してよいのか悪いかわからない。」「どこまでを報告すべきか判断ができない。」「現在の所属の所属長は、議員からの問い合わせ等に対して記録をしていないように思います。」「部署によっては絵に描いたもちの条例だと思います。」「事前に伝わり問題をもみ消す方向に力が働く組織なので、制度としてうまく機能していないと思う。実際そういう事案があったものの、通報を思いとどまったケースがある。」など、必要性について疑問を問いかける意見、報告対象を判断できないという意見、さらに報告を意図的に抑制されているという意見が複数確認されており、所属長を含む職員の間で同記録制度の運用を行わない意識、運用が広がっていることが窺えます。

本条例の目的とする、公正な職務の執行を推進することにより、市民の負託に応え、信頼される市政を確立するため、この要望等記録制度の意味・内容・必要性について、確認・周知されるとともに、同制度の運用停止状況を改め、効果的な運用を確保する具体的な改善措置を早急に図られるよう、ご意見を提示させていただきます。

以 上